

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集 遺産分割ができないと相続税で損をする!?

保証債務と相続

今の相続制度の下では、保証債務(保証人が債務の責任をとる)も相続されます。親父はまじめに生きてきたので、そんなことはないだろう…誰もがそう思っています。

ある突然、金融機関から請求がきました。商売一筋で人のために生きてきた父が商売上の得意先の連帯保証人になっていた。得意先の相続人が全員相続放棄をした為、連帯保証人である父の相続人(一人息子)のあなたに返済の義務が回ってきた。これほんと…

不動産コンサルタント 名和泰典

遺産分割で家族崩壊!?

“親が子にお金をあげる” というのは普通の家族でよくあることですよね。

そんな普通の家族でよくあることが、**特別受益**として、争いの火種になってしまふのです。

☆ **特別受益**とは・・・

被相続人の相続人に対する

①遺贈 (遺言による贈与)

②生前贈与

ア 婚姻のための贈与

イ 養子縁組のための贈与

ウ 生計の資本の贈与

の価額のことです。

☆ **特別受益**があると・・・

①相続財産+特別受益=みなし相続財産

②みなし相続財産×相続分=一応の相続分

③一応の相続分-特別受益=具体的相続分となります。

☆ ただし、被相続人による持戻し免除の意思表示があると・・・

相続財産に特別受益を加えるという持戻し計算 (①) をしなくてよくなります。

“子が親の仕事を手伝う” “子が親の面倒を見る” というのも、普通の家族でよくあることですよね。

こんな普通の家族でよくあることも、**寄与分**として、争いの火種になってしまうのです。

☆ **寄与分**とは・・・

相続人が

ア 被相続人の事業に関する労務の提供
又は財産上の給付

イ 被相続人の療養看護

ウ その他の方法

により、被相続人の財産の維持又は増加に
対して特別の寄与をした価額のことです。

☆ **寄与分**があると・・・

①相続財産 - 寄与分=みなし相続財産

②みなし相続財産 × 相続分=一応の相続分

③一応の相続分+寄与分=具体的相続分
となります。

特別受益と**寄与分**は、法定相続分による財
産的・画一的な公平を、**家族的・個別的な公
平**に修正するという大切なものです。その一方で、争いの火種になり、ひいては家族崩壊
をもたらすおそれがあるものなのです。

弁護士 竹中雅史

保存用資料

遺産分割ができないと、相続税で損をする! ?の知識

相続税の申告期限は死亡から**10カ月以内**。基本的にはこの期限までに遺産分割をして、誰がどの財産をもらうかを決め、申告・納税をすることになります。

この期間内に遺産分割が決まらないと、税金面で損をしてしまうことがあります。

〈1〉 配偶者にも税金がかかってしまう※

配偶者（亡くなった方の夫や妻）は、財産の半分までか1億6千万円までのいづれか多い金額までは、財産を相続しても相続税はかかりません。

しかし遺産分割が決まっていない場合は、配偶者がどの程度の財産を相続するのかがわかりませんので、配偶者も丸々税金を払わなければなりません。

〈2〉 小規模宅地の減額が使えない※

配偶者（亡くなった方の夫や妻）が、居住用宅地を相続すれば最高8割の評価減を受けることができる。

しかし遺産分割が決まっていない場合は、配偶者がどの程度の財産を相続するのかがわかりませんので、配偶者も評価減を使うことが出来ません。

※上記〈1〉〈2〉については、分割が決まった後に申告をすることで税金の還付を受けられる可能性があります。

〈3〉 納税猶予・物納・延納が使えない

農業を続けている限り相続税の納税をしなくて良いという納税猶予、相続税を分割納付する納税猶予、相続税を土地等で収める物納が使えなくなってしまいます。

〈4〉 不動産の売却がしづらい

不動産を売却して納税資金を捻出しようと思っても、誰がその不動産をもらうか決まっていない状態での売却は、非常に困難です。

売主未確定では、売買契約出来ません。

このように死亡から10カ月以内に遺産分割が決まらないと、税金で損をしてしまうことがあります。そうでなくとも親族での争いはしたくないものです。**生前に遺言を作成すること**により、このようなリスクを回避すると良いでしょう。

税理士 地守亮

●表面記事担当

古田・竹中法律事務所
岐阜市若宮町9丁目10番地
電話 058-263-6725



●裏面記事担当

地守亮税理士事務所
相続専門
岐阜市東金宝町1-12山田メディカルビル
電話 058-263-1818

